



第 108 号

長野 浩三
KCCN 理事
弁護士

新型コロナの影響によるマラソン大会中止の際の返金について

新型コロナでイベントが中止になった時の参加料の不返還条項については、KCCN ニュース 70 号(2020 年 4 月に執筆)で、『民法第一条第二項に規定する基本原則(信義誠実の原則-長野が記載)に反して消費者の利益を一方的に害するもの』といえるかどうかです。主催者がこれまでに要した費用の内容や額、スポンサー収入との関係、主催者が営利企業かどうかなどさまざまな要素を考慮して「消費者の利益を一方的に害する」かどうかの判断がされるべきです。」と記載しました。

<http://kccn.jp/data/katudouannai/kccnnews/202004kccnnews70nagano .pdf>

実際に新型コロナで多くの大会等が中止になり、私自身もエントリーしていた大阪マラソンが 2022 年 2 月 27 日に開催されましたが、エリート部門のみ実施し、一般部門は中止されました。参加料(23,000 円)は、参加記念 T シャツ等のグッズ製作に要した経費を差し引いた上で、17,500 円が返金されました。また、次回大会への抽選によらない参加権の付与(参加料等は必要)もされました。大会の規約では「大会中止の場合の参加料等については、中止までに要した経費等を差し引いた上で返金の有無及び金額を決定します。」とされていました。T シャツが送付されてきたことや 2023 年大会への参加権が付与された上で 17,500 円が返金されたため、参加予定者は私を含め、概ね満足感があつたのではないのでしょうか。

一方、2020 年 3 月 1 日実施予定の東京マラソンも一般レースが中止となりました。この際、参加料(国内 1 万 6200 円、海外 1 万 8200 円)は返金されませんでした。

<https://www.asahi.com/and/article/20200228/10183544/>

によると、ランナー 1 人当たりには換算すると約 5 万 4800 円の費用を要するのに対し、18 年の参加料は国内 1 万 800 円で、ランナーの参加料だけでは足りず、さらに、開催に向けて 1 年がかりで準備をするため、その間の人件費、業務委託料等も要するとのことです。また、直前の中止となるとパンフレットやメダルも制作済で警備員の手配等も終えており、キャンセル料が発生することも容易に想像できます。たしかに莫大な運営費がレース当日前から発生していることから、返金がされない場合が多いことはマラソン大会に参加する者としては認識していますし、やむを得ないこととは思います。

(次ページへ続く)

しかし、大阪マラソンにしても、東京マラソンにしても、最終的にどういう収支で一般ランナーへの返金ができる、できない、できるならどの程度ならできるのか、の丁寧な説明はウェブを見る限りはなされていないのではないかと思います。消費者契約法9条1号は、「平均的な損害」を超えるキャンセル料の条項を無効としています。これに該当するかどうかは消費者に丁寧な説明がなされてこそ判断できます。

この間、9条1号の法改正の議論では、KCCNでも「平均的な損害」の立証責任の転換を求めてきましたが、かないませんでした。しかし、上記のマラソンのキャンセル料の事例を見ても、消費者にとっては事業者の情報が提供されない限り、そのキャンセル料の相当性は全く判断できません。今後もこの立証責任の転換は粘り強く求めていく必要があります。

なお、東京マラソン 2023 の参加料の返金規定（エントリー規約）は下記のとおりとなっています。皆さん、どう思いますか？

「行政機関から本大会の開催中止要請が発せられた場合、または上記(1)に該当しない事由による中止の場合(新型コロナウイルス感染症の影響による中止を含む)は下記のとおりとなります。

①2023年2月5日までに大会中止が決定した場合

I. 参加費(返金対象額)の20%を返金する。…

②2023年2月6日から2月19日までに大会中止が決定した場合

I. 参加費(返金対象額)の10%を返金する。…

③2023年2月20日から2月26日までに大会中止が決定した場合

I. 参加費(返金対象額)の5%を返金する。…

④2023年2月27日から3月5日の号砲(9時05分)までに大会中止が決定した場合

I. 参加費は返金いたしません。…」

<https://www.marathon.tokyo/participants/guideline/>

(2023年4月)